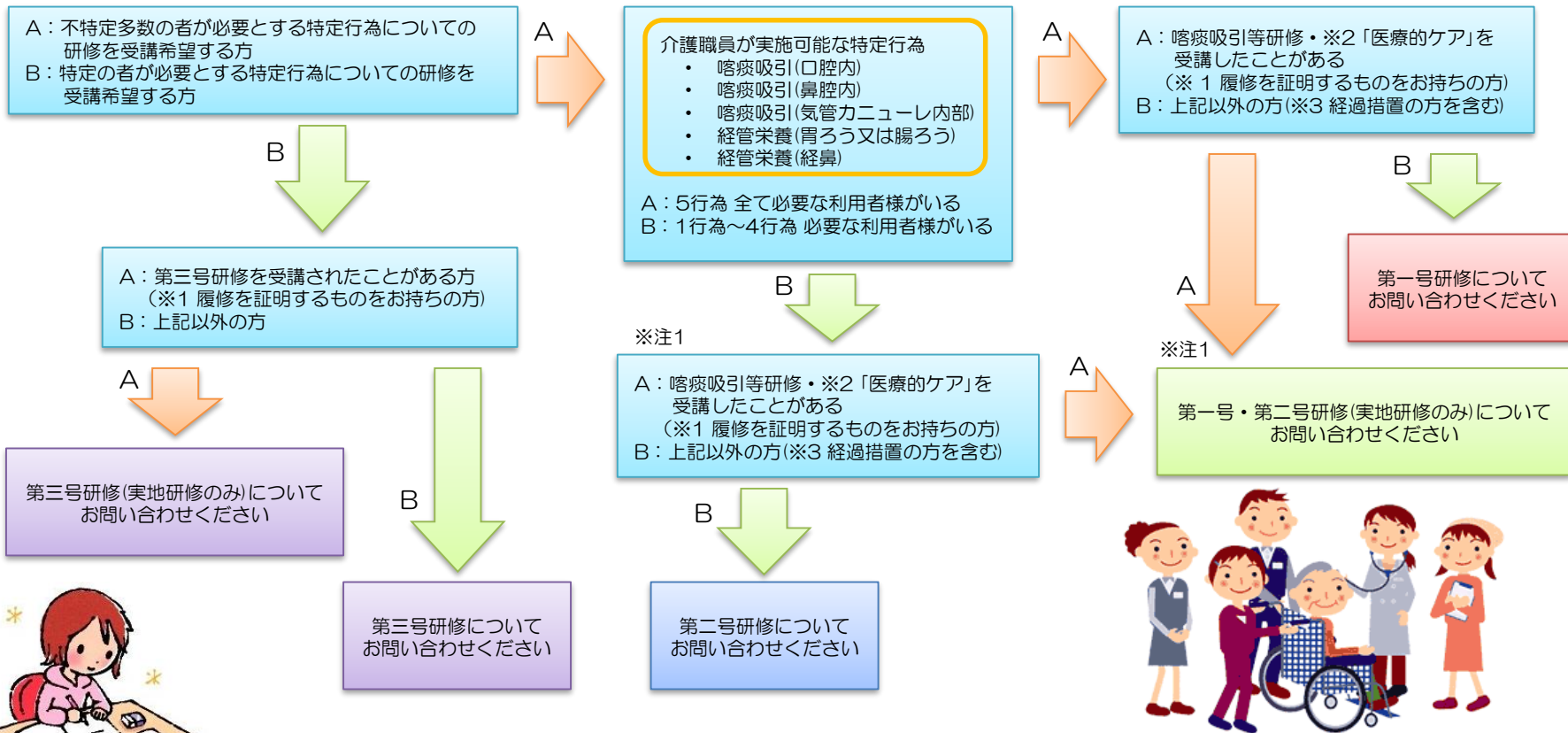


【 喀痰吸引等研修(第一号・第二号)・(第三号) 受講type診断 】

(* 対象：喀痰吸引、経管栄養を必要とされている利用者様がいる施設及び事業所で介護に従事されている方)

【 start 】



※1 履修を証明するもの

- ・ 介護福祉士養成課程などにおける履修証明書
- ・ 実務者研修修了証明書
- ・ 研修修了証(喀痰吸引等 第一号、第二号、第三号)
- ・ 認定特定行為業務従事者認定証 など

※2 「医療的ケア」を受講した方とは

- 介護福祉士養成校など又は
介護福祉士実務者研修にて
医療的ケアを終了されている方

※3 経過措置の方とは

- 厚労省医政局長による
実質的違法性阻却通知に示される
研修を終了されている方

※注1 第29回介護福祉士国家試験を合格または平成28年度介護福祉士養成施設を卒業された方以降の介護福祉士は登録喀痰吸引等事業者にて実地研修が実施できます。